

小型空調契約
(選択約款)

令和2年4月1日実施

松栄ガス株式会社

目次

1. 選択約款の変更	1
2. 用語の定義.....	1
3. 適用条件.....	1
4. 契約の締結.....	1
5. 契約期間.....	2
6. 使用量の算定	2
7. 料金.....	2
8. 単位料金の調整	2
9. 名義の変更.....	3
10. 契約の解約.....	3
11. 設置確認.....	3
12. その他.....	4
付 則	5
1. 本選択約款の実施期日	5
別 表	6
1. 料金及び消費税相当額の算定方法	6
2. 料金表1（小型空調契約一種）	7
3. 料金表2（小型空調契約二種）	7
4. 料金表3（小型空調契約三種）	7

平成29年	4月	1日	制定
令和元年	10月	1日	改定
令和2年	4月	1日	改定

1. 選択約款の変更

- (1) 当社は、当社が定める託送供給約款またはガス小売供給約款を変更した場合、法令の改正により基本約款等の変更の必要が生じた場合その他相当な事由に基づき当社が必要と判断した場合には、民法第548条の4に定める定型約款変更の定めにしたがい、この選択約款を変更することがあります。この場合には、お客さまとのガス料金その他の供給条件は、変更後の選択約款によるものとし、(3)及び(4)のとおり、変更された契約条件の説明、書面交付等を行います。
- (2) お客さまは、(1)に定めるこの選択約款の変更に関する異議がある場合は、この選択約款による契約を解約することができます。
- (3) この選択約款の変更に伴い、供給条件の説明、契約締結前の書面交付及び契約締結後の書面交付を、以下のとおり行うことについてあらかじめ承諾していただきます。ただし、(4)に定める場合を除きます。
 - ①供給条件の説明及び契約変更前の書面交付を行う場合は、書面の交付、当社ホームページでの開示またはその他当社が適当と判断した方法（以下「当社が適当と判断した方法」といいます。）により行い、説明及び記載を要する事項のうち当該変更をしようとする事項のみを説明し、記載します。
 - ②契約変更後の書面交付を行う場合は、当社が適当と判断した方法により行い、当社の名称及び住所、契約年月日、当該変更をした事項ならびに供給地点特定番号を記載します。
- (4) この選択約款の変更が、法令の制定または改廃に伴い当然必要とされる形式的な変更、ガス工事に関する費用負担以外の条件の変更等、その他のガス小売供給に係る条件の実質的な変更を伴わない場合には、供給条件の説明及び契約変更前の書面交付については、説明を要する事項のうち当該変更をしようとする事項の概要のみを書面を交付することなく説明すること及び契約変更後の書面交付をしないことについて、あらかじめ承諾していただきます。

2. 用語の定義

この約款において使用する用語の定義は、次のとおりといたします。

- (1) 「空調機器」とは、消費機器のうちエネルギー源としてガスを使用する空調用熱源機をいいます。
- (2) 「小型空調機器」とは、空調機器のうちガスエンジンヒートポンプ方式の機器および冷凍能力105.5kW(30US. RT)以下のガス吸収式の機器をいいます。
- (3) 「冬期」とは、12月分から3月分までをいい、「その他期」とは4月分から11月分までをいいます。
- (4) 「消費税等相当額」とは、消費税法の規定により課される消費税および地方税法の規定により課される地方消費税に相当する金額をいいます。この場合、その計算の結果、1円未満の端数が生じた場合には、その端数を切り捨てます。
- (5) 「消費税率」とは、消費税法の規定に基づく税率に地方税法の規定に基づく税率を加えた値をいいます。
- (6) 「単位料金」とは、8に定める基準単位料金または調整単位料金をいいます。
- (7) 「当社（導管部門）」とは、ガス事業法第2条第5項に規定される事業を営む当社の部門を指します。

3. 適用条件

この選択約款は、小型空調機器を使用し、小型空調機器のガスの使用量を算定する専用のガスメーター（以下「小型空調機器専用ガスメーター」といいます。）を設置することができる需要家で、お客さまがこの選択約款の適用を希望される場合に適用いたします。

4. 契約の締結

- (1) この選択約款に関する契約は、当社が申し込みを承諾した時に成立いたします。
- (2) 申し込みの際お客さまは、所定の申込書を用いて、契約種別（小型空調契約一種、小型空調契約

二種、小型空調契約三種)を選択し、当社に申し込んでいただきます。

- (3) 当社は、この選択約款を契約されたお客さまで、その契約期間満了前に解約された方が、同一需要場所でこの選択約款または他の選択約款の申し込みをされた場合、その適用開始の希望日が過去の契約の解約の日から1年に満たない場合には、その申し込みを承諾できないことがあります。ただし、設備の変更または建物の改築等のための一時不使用による解約の場合はこの限りではありません。(4)において同じ)
- (4) 当社は、この選択約款を契約されているお客さまが、その契約の期間満了前にこの選択約款の他の契約種別または他の選択約款への変更を申し込みされた場合には、その申し込みを承諾できないことがあります。
- (5) 当社は、お客さまが当社との他の契約(すでに消滅しているものを含みます。)の料金を、ガス小売供給約款に規定する支払期限日を経過しても支払われない場合は、申し込みを承諾できないことがあります。

5. 契約期間

契約期間は、次の期間といたします。

- (1) 新たにガスの使用を開始した場合は、料金の適用開始の日から同日が属する月の翌月を起算月として12か月目の月の定例検針日までといたします。
- (2) 契約種別を変更した場合は、変更後の契約の契約期間は、契約種別の変更の日の翌日からその変更の日の属する月の翌月を起算月として12か月目の月の定例検針日までといたします。
- (3) 契約期間満了に先立って解約または契約種別の変更の申し込みがない場合は、契約は、契約期間満了日の翌日からその満了日の属する月の翌月を起算月として12か月目の月の定例検針日まで同一条件で継続するものとし、以降も同様といたします。
- (4) (3)にもとづき契約を更新する場合において、供給条件の説明、契約締結前の書面交付および契約締結後の書面交付を以下のように行うことについてあらかじめ承諾していただきます。
 - ①供給条件の説明における更新後の契約期間は、当社が適当と判断した方法により説明いたします。また、契約締結前の書面交付は行いません。
 - ②契約締結後の書面交付は、当社が適当と判断した方法により行い、当社の名称および住所、契約年月日、当該更新後の契約期間ならびに供給地点特定番号を記載いたします。

6. 使用量の算定

当社(導管部門)は、前回の検針日および今回の検針日におけるガスメーターの読みにより使用量を算定いたします。

7. 料金

- (1) 当社は、料金の支払いが、支払義務発生日の日の翌日から起算して31日以内(以下「早収期間」といいます。)に行われる場合には、早収料金(消費税等相当額を含みます。)を、早収期限経過後に行われる場合には、早収料金を3パーセント割り増ししたもの(以下「遅収料金」といい、消費税等相当額を含みます。)を料金として支払っていただきます。なお、早収期間の最終日が休日の場合には、直後の休日でない日まで早収期間を延伸いたします。
- (2) 当社は、別表の料金表を適用して、早収料金または遅収料金を算定いたします。
- (3) 料金について、その計算の結果、1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切捨てます。

8. 単位料金の調整

- (1) 当社は、毎月、(2)②により算定した平均原料価格が(2)①に定める基準平均原料価格を上回るまたは下回る場合は、次の算式により別表の料金表の基準単位料金に対応する調整単位料金を算

定いたします。この場合、基準単位料金を替えてその調整単位料金を適用して早収料金を算定いたします。なお、調整単位料金の適用基準は、別表1（4）のとおりといたします。

①平均原料価格が基準平均原料価格以上のとき

調整単位料金（1立方メートルあたり）

＝基準単位料金＋0.078円×原料価格変動額／100円×（1＋消費税率）

②平均原料価格が基準平均原料価格未満のとき

調整単位料金（1立方メートルあたり）

＝基準単位料金－0.078円×原料価格変動額／100円×（1＋消費税率）

（備考）

上記①、②の算式によって求められた計算結果の小数点第3位以下の端数は切捨てます。

(2) (1)に規定する基準平均原料価格、平均原料価格及び原料価格変動額は、以下のとおりといたします。

①基準平均原料価格（トンあたり）

34,700円

②平均原料価格（トンあたり）

別表1（4）に定められた各3か月間における貿易統計の数量及び価格から算定したトン当たりLNG平均価格（算定結果の10円未満の端数を四捨五入し、10円単位といたします。）及びトン当たりLPG平均価格（算定結果の10円未満の端数を四捨五入し、10円単位といたします。）をもとに次の算定式で算定し、算定結果の10円未満の端数を四捨五入した金額といたします。

（算定式）

平均原料価格

＝ トン当たりLNG平均価格×0.9608

＋ トン当たりLPG平均価格×0.0513

（備考）

トン当たりLNG平均価格及びトン当たりLPG平均価格は、当社の店口に掲示いたします。

③原料価格変動額

次の算式で算定し、算定結果の100円未満の端数を切捨てた100円単位の金額といたします。

（算式）

イ 平均原料価格が基準平均原料価格以上のとき

原料価格変動額＝平均原料価格－基準平均原料価格

ロ 平均原料価格が基準平均原料価格未満のとき

原料価格変動額＝基準平均原料価格－平均原料価格

9. 名義の変更

お客さままたは当社が契約期間中に第三者と合併し、またはその事業の全部もしくはこの契約に関係ある部分を第三者に譲渡する場合には、お客さままたは当社は契約をその後継者に承継させ、かつ後継者の義務履行を相手方に保証するものといたします。

10. 契約の解約

当社に契約違反があった場合、またはお客さまに契約違反があった場合（3の適用条件を満たさなくなった場合を含みます。）には契約期間中であっても、相互に契約を解除できるものといたします。

11. 設置確認

(1) 当社は、3の適用条件が満たされているかどうかを確認させていただく場合があります。この場合には、正当な事由がない限り、使用場所への立ち入りを承諾していただきます。万一、立ち入りを承諾していただけない場合、当社はこの選択約款の申し込みを承諾しない、またはすみやかにこの選択約款を解約し、契約終了日の翌日からガス小売供給約款を適用いたします。

(2) お客さまは、3に定める適用条件を満たさなくなった場合は、ただちにその旨を当社へ連絡していただきます。なお、適用条件を満たさなくなった場合は、本選択約款解約の申し出があったものとみなし、10にもとづき契約を解約いたします。

12. その他

その他の事項については、ガス小売供給約款を適用いたします。

付 則

1. 本選択約款の実施期日

本選択約款は、令和2年4月1日から実施いたします。

別 表

1. 料金及び消費税相当額の算定方法

- (1) 早収料金は、基本料金と従量料金の合計といたします。
- (2) 従量料金は、基準単位料金または8の規定により調整単位料金を算定した場合は、その調整単位料金に使用量を乗じて算定いたします。
- (3) (1) から (2) の定めを算式に表すと以下のとおりです。
- $$\text{早収料金} = \text{基本料金} + \text{単位料金} \times \text{使用量}$$
- (4) 調整単位料金の適用基準は次のとおりといたします。
- ① 料金算定期間の末日が1月1日から1月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、前年8月から10月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
- ② 料金算定期間の末日が2月1日から2月28日（うるう年は2月29日）に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、前年9月から11月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
- ③ 料金算定期間の末日が3月1日から3月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、前年10月から12月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
- ④ 料金算定期間の末日が4月1日から4月30日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、前年11月から当年1月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
- ⑤ 料金算定期間の末日が5月1日から5月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、前年12月から当年2月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
- ⑥ 料金算定期間の末日が6月1日から6月30日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年1月から3月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
- ⑦ 料金算定期間の末日が7月1日から7月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年2月から4月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
- ⑧ 料金算定期間の末日が8月1日から8月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年3月から5月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
- ⑨ 料金算定期間の末日が9月1日から9月30日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年4月から6月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
- ⑩ 料金算定期間の末日が10月1日から10月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年5月から7月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
- ⑪ 料金算定期間の末日が11月1日から11月30日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年6月から8月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
- ⑫ 料金算定期間の末日が12月1日から12月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年7月から9月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
- (5) 早収料金及び遅収料金に含まれる消費税等相当額はそれぞれ次の算式により算定いたします。（小数点以下の端数切り捨て）
- ① 早収料金に含まれる消費税等相当額＝早収料金×消費税率÷（1＋消費税率）
- ② 遅収料金に含まれる消費税等相当額＝遅収料金×消費税率÷（1＋消費税率）

2. 料金表1 (小型空調契約一種)

(1) 基本料金

1か月及びガスメーター1個につき	冬期、その他期とも
	6,050.00円 (消費税等相当額を含みます。)

(2) 基準単位料金

1立方メートルにつき	冬期	その他期
	127.01円	114.95円
	(消費税等相当額を含みます。)	

(3) 調整単位料金

(2)の基準単位料金をもとに、8の規定により算定した1立方メートル当たりの単位料金といたします。

3. 料金表2 (小型空調契約二種)

(1) 基本料金

1か月及びガスメーター1個につき	冬期、その他期とも
	3,740.00円 (消費税等相当額を含みます。)

(2) 基準単位料金

1立方メートルにつき	冬期	その他期
	135.94円	123.88円
	(消費税等相当額を含みます。)	

(3) 調整単位料金

(2)の基準単位料金をもとに、8の規定により算定した1立方メートル当たりの単位料金といたします。

4. 料金表3 (小型空調契約三種)

(1) 基本料金

1か月及びガスメーター1個につき	冬期、その他期とも
	990.00円 (消費税等相当額を含みます。)

(2) 基準単位料金

1立方メートルにつき	冬期	その他期
	147.44円	135.37円
	(消費税等相当額を含みます。)	

(3) 調整単位料金

(2)の基準単位料金をもとに、8の規定により算定した1立方メートル当たりの単位料金といたします。